

令和3年12月

結城市教育委員会定例会議事録

結城市教育委員会

令和3年12月結城市教育委員会定例会

- 日 時 令和3年12月27日（月曜日）
- 場 所 結城市役所 大会議室1
- 出席委員 黒田光浩教育長
岩崎勤委員（教育長職務代理者）
中村義明委員
赤木信之委員
北嶋節子委員
- 教育委員会事務局
教育部長 飯田和美
学校教育課長 大木博、指導課長 久下英彦、
生涯学習課長 斉藤伸明、スポーツ振興課長補佐 佐々木 健
学校教育課学務係長 小林洋一
- 1 付議事件 なし
- 2 報告事項
（1）報告第37号 教育長報告について
（2）報告第38号 令和3年度結城市教育事務点検・評価について

学校教育課長 時間前ではございますが、皆さん、おそろいでございます。また、傍聴希望者は10分前までの受付でございますので、希望者はおりませんでしたので、ただいまより教育委員会を始めさせていただきます。

黒田教育長より開会宣言をお願いいたします。

教育長 本日の出席委員は4名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年12月教育委員会定例会を開催いたします。

議事に入る前に、定例会の会議録署名人を指名いたします。

中村委員に署名をお願いします。よろしくをお願いします。

それでは、これより審議に入りますが、本日、議案はございません。報告事項が2件のみとなっております。

◎報告第37号 教育長報告について

教育長 最初から報告第37号 教育長報告をさせていただきます。

では、資料の1ページをご覧ください。

報告第37号 教育長報告について。

上記のことについて、別記のとおり報告する。

令和3年12月27日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

2ページをご覧ください。

教育長報告についてお話をさせていただきます。

まず、令和3年市議会第4回定例会についてでございます。

一般質問、12月10日、13日に行われました。教育委員会につきましては、下記の7件ありました。うちの5件が小中学校の適正化についてでございます。いろいろと同じ案件かと思うんですが、中身についてちょっとずつ違っているようなところもありました。

(1)から(5)までが小中学校の適正配置について、(6)がスケートボード施設の整備についてということで、スケートボード、最近非常に人気があるということで、笠間にも全国規模の大会ができるようなスケートボード場ができているということで、そういうことについて質問がございました。(7)は、今やっぱり話題になっておりますヤングケアラーの支援についてということで、茨城県議会でも12月の定例会でいわゆるケアラー条例というものが可決されました。これは全国では埼玉県に続いて2例目の条例可決ということですので、県の条例に従って、結城市でも対策を順次講じていかなければならないということで答弁をしたところでございます。

常任委員会につきましては、12月16日、午前中、医療通所介護施設「かえりえ」という施設があるんですけども、この辺では初めての施設

ということで見学したようです。あとは、2つ目は結城市民情報センターでの現地調査ということで行ってまいりました。

常任委員会では、(1) から (4) までの案件がございました。

2番、令和4年度定期人事異動について、概略だけそこに載せておきました。まず、管理職登用についてでございます。12月4日現在、括弧が昨年度になっています。登用試験の日程が1月15、16。大体、毎年、大学入学共通テストの裏側になっているのが多いようです。15、16日。教頭試験が15、16で、校長試験は15日ということになっております。参考にですけれども、丸印で載せてあります。

(2) 加配ということで、小中学校には学校ごとの定数、人数合わせで職員定数というのがあるんですけども、それにプラスされて先生を配置されるのが加配教員ということで、定数以外に何名か配置されるんですけども、それを来年度からは小学校全校へ専科教員を配置予定になる。専科ということで、例えば英語とか図工とか理科などで1人配置しますよということで小学校に配置する。そのことによって、その時間の先生方の空き時間を確保してゆとりある教育をできるようにすると。ただし、学校に対して1人配置できるかどうかは、やっぱり小さいところでは難しいので、そのときにはやっぱり2校を面倒見るとかそういうふうになるのかなと思います。今、新しい取組なので、非常に加配教員についてはいろいろと難しいところが出てくるかと思えます。小学校の少人数加配、特別な少人数加配というのものもあるんですけども、普通の少人数加配というのは廃止になります。

(3) 新採は、来年度はまた今年と同じぐらいで9から12名を予定しています。大体、古河あたりになりますと30名近くの新採教員を入れなければ間に合わない、そういう形になっています。結城市でも大体9から12名。昨年度は小学校で7名、プラス養護教諭の新採が1名、中学校で5名、プラス事務職の新採で1名。大体そういう形で新採教員を配置されているようです。

3番、行事についてです。

25日から冬季休業日ということになって、今日と明日は閉庁日になります。今度子どもたちが学校へ行くのは1月11日、火曜日からになります。3連休明けてからになります。ですので、今年も去年と同様に2学期制を敷いていますので、終業式とか通知表、あるいは始業式というのはございません。

1月8日が茨城県立中、あと中等教育学校の選抜試験がございます。1月19日発表です。簡単に言いますと、現在のところ、下館一高の附属中に6名、下妻一高の附属中に4名、古河中等に20名で、私立中学校に13名ということで、詳しくは別添資料をご覧くださいいただければ分かるんですけども、そちらに書いてあります。

上の青いほうが県立です。そういうふうになっております。上に書いて

あるのが倍率です。括弧の中が昨年の倍率です。下は何人受かったかということです。去年は、古河中等は24名受けて11名合格、下館一高は9名受けて3名合格、下妻一高は去年は募集が有りませんので、今回4名ということで出ております。ちなみに、右側で参考に倍率、水戸一高と土浦一高は2クラス募集しますので、80名だと思っただけですけども、そちらで水戸一高が4.94倍、土浦一高3.26倍。結構ここで気になるのは、水海道一高って3.88倍とあって、今、水海道一高は非常に人気があるようです。ですから、下妻一高も今年3.23倍あるんですけども、それ以上上がるかどうかというのは分からないところです。下館一高が2.48から1.88になっているということ。それをどういうふうに見ていくかということだと思います。

下が私立です。私立で、現在合格している生徒もいます。合格が5名で、志願者が8名いるということです。13名のうち5名が合格して、また8名がこれから受けるということになるかと思っと思います。昨年度はその括弧の中、33名受けて14名が合格ということになっています。そういう見方でございます。後でご覧になっていただければと思っと思います。

戻ります。

令和4年1月8日、土曜日、成人式典は、また11月6日と同じように学区ごとの開催になります。10時、11時半、13時ということで、また教育委員の皆様にもご協力をいただかなければならないと思っと思いますので、どうぞよろしくお願っいたします。

(4) 1月9日の午前中、消防出初式では、1部が外での出初式で、2部が屋内での式典になります。屋内の式典では、結城中学校の吹奏楽部が演奏するかと思っと思います。あとは、防火・防災に関する作文コンクールの表彰があります。最優秀賞が結城中学校の矢口さん、これ作文の朗読があるかと思っと思います。あとは、佳作に結城中の百目鬼さん、あと結城南中の山中さん、結城南中の伊藤さん、結城南中の池田さん、その5名の表彰があるようです。

あと、(5)です。

1月14日、金曜日、合同賀詞交歓会、2時からアクロス大ホールでございます。飲食については、何かお弁当を出すという形になっているかと思っと思います。後でそれは課長のほうから詳しくお伺いしたいと思っと思います。

私のほうからの報告は以上です。

ご質問等ございましたらよろしくお願っいたします。

赤木委員。

赤木委員

ちょっと分かんないんで1つ教えていただきたいことなんですけど、1番の2つ目の丸、常任委員会の中で出た結城市特定教育とか特定地域型保育事業、これは具体的にどういうことなんですか。

教育長

課長、分かりますか。

大木課長

これ、特定教育・保育施設というのは、保育所や認定こども園、幼稚園

のことを特定保育・教育施設と申しまして、特定地域型保育事業というのは、そこまでは覚えていません。すみません。

赤木委員
大木課長
赤木委員

じゃ、幼稚園、保育所、全てが特定教育に入るんですか。

特定教育保育施設という、たしか名称だったと思います。

じゃ、後でまた分かったら特定地域型保育も教えてください。よろしく
お願いします。

教育長
中村委員

中村委員。

一般質問で出た件で、一番最後の7番のヤングケアラーのことなんです
が、ちょっと私も興味がありまして、これ、全国調査というのをやられて
いて結果が出ているということだと思んですが、ちょっとその辺の概要
をお聞かせいただいて、もちろん結城の調査も出ているわけですよ。全
国調査というのは。結城の現状というか。かなり結城の場合にはきっと少
ないかと思うんです。意外と都市部が多いんじゃないかと思うんです
がね、こういう対象の子どもたちというのは。すみません、そういう状況を
ちょっと知りたいなと思ひまして。

教育長

事務局、何かありますか。

部長。

教育部長

その全国調査の結果は、すみません、今手元にないので、今ちょっと持
ってきてご説明させていただきたいと思いますが、結城市としては調査と
いうのが実際行っておりませんで、結城市の現状というのはちょっと把握
できていない。ただ、全国の調査の結果からある程度の一定のヤングケ
アラーが存在しているだろうというところで、それに対する支援を学校含め
て今後対策を取っていかなければならないというふうには考えていると
ころでございます。

中村委員

分かりました。

もう一つ、ちょっと私自身の、言葉自体どういうものかという大体のこ
とは分かるんだけど、ヤングケアラーとしての概念というのはどうい
うふうに押さえているんですかね。ヤングケアラーだから、小さい子ども
が親を面倒見るとかそういうことですよね。その辺が具体的にどういう概
念で押さえればいいのか。

教育部長

定義的には、18歳未満の子どもが家庭内において、子どもとか親、あ
と祖父母とか、いわゆる家庭内で介護したり病気を看病したりだとか、あ
と家事の手伝いをするとか、そういったことを強いられている子どもを指
すという定義だと思います。

中村委員

ヤングケアラーになるお子さんの負担割合というか、どの程度かと量的
な判断が私難しいんじゃないかと思うんですよね。ちょっとその辺が分か
らなかつたんで、ありがとうございます。

教育長

この前答弁して、今、部長調べてくれたと思うんですけれども、ヤング
ケアラーという言葉というのはないんですよ、いわゆるということで。
茨城県でもそういうことを言っていて、いわゆるケアラーということで、

ヤングケアラーではなくて。ケアラーの保護についてということではいろいろと3つぐらい条項あったと思うんですけども。

中村委員

ちょっとその情報を得たときの様子だと、テレビか何かで見たんですけども、学校も行けない、小中学校全欠で、現況は通信制の教育、高校に通っているというそういうお子さんの話がちょっと聞いた記憶があるんですよ。だから、かなりこれは深刻な状況になっていることがあるんじゃないかという。その把握、かなり難しいというんですよ。例えば民生委員さんがいたり、行政区の中にそういう組合というのか、つながりがあるんじゃないですか、コミュニティーが。そういう中で知らないはずはないと思うし、市の行政側でもきちっと福祉、要するに今かなりどこの行政でも気を使っていますから。ちょっとそのときはそういうふうな感覚を持ったので、よく分からない状況はつかめない、そういう問題なのかなという、今後の課題としてもかなりこれは難しいのかなというイメージは持っていたんだよね。たまたまここに出てきたので質問させてもらったんですが。

教育長

ただ、逆に、そういう重篤な登校もできないで介護しているというのではなくて、自分で介護していて自分がケアラーだというのを分かっていないというのがかなり多い、そっちのほうの問題なのかなということは出ていましたよね。もう当たり前のように親が働きに行っている間、祖父母の看病をすとか、そんなのも当然自分の日常の中に入っていて、私は全くケアラーなのかどうか分からないという、そっちのほうが多い。だから、実態をつかむのが難しい。

中村委員

たしか、今私が話しをした状況の対象になっている家庭は、もちろん生活保護の家庭なんです。そうしたらば、より以上に行政が関わってきますよね。だから、そういう状況で、小学校、中学校へ行けなかったというのは果たしてあるんだろうかという、そういうちょっと疑念も持ったんですけどもね。もしそれが本当だったら、これは行政の怠慢かなとも思った、そんな記憶があったんですけども。

教育長

そういうのがあったら、もうどこかで確認はしているはずなので、そういう重篤なものではなくて、もう日常的にケアしている子供のほうがいわゆるヤングケアラーに入っちゃうのかななんて、そういう捉えです。

今日の新聞にも三面記事のところに特集があって、まだ熟読していませんのですみません。

中村委員

ありがとうございます。

教育長

とりあえずは。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

(発言する者なし)

教育長

では、報告37号については一旦これで。後でまた部長のほうから説明があるときには、その場で説明してもらいたいと思います。

では、次に移りたいと思います。

◎報告第38号 令和3年度結城市教育事務点検・評価について

教育長 報告第38号 令和3年度結城市教育事務点検・評価について、事務局から報告をお願いします。

事務局 3ページをご覧ください。

報告第38号 令和3年度結城市教育事務点検・評価について。

上記のことについて、別記のとおり報告する。

令和3年12月27日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

4ページの長い表をご覧ください。

こちらが、11月の定例会で報告いたしました教育事務点検・評価実施方針に基づきまして外部評価を実施いたしましたので、その結果というふうな形になります。外部評価委員会につきましては、12月14日、22日に開催され、各事業内容、課題のくみ取り、柳田委員、田邊委員、保坂委員の3人の協議により実施いたしました。

結城市第6次総合計画に位置付けされております教育委員会所管分の31事業の中から、おおむね各課3事業程度を選択し、合計12事業について評価をしたものでございます。

まず、評価番号1番の入学祝品支給事業について、それから2番の小学校ICT整備推進事業、それから、飛びまして、7番の児童生徒自立支援事業、8番の青少年相談員設置事業におきましては、内部の二次評価と比較しまして、外部評価の事業の方向性が変わっております。

1番の入学祝品支給事業ですと、内部評価の二次評価では現状のまま継続となっておりますが、外部評価での事業の方向性につきましては、改革、改善しながら継続となっております。こちらにつきましては、令和3年度でようやく2年目の事業なので、まず成果検証が必要であるため、改革、改善しながら継続に変更しようというふうな形で外部評価委員の意見もでございます。

それから、2番の小学校ICT整備推進事業につきましては、やはり改革、改善しながら継続というのが内部評価の二次評価でございますが、外部評価につきましては拡充というふうな形になります。こちら、環境整備及びICT支援員と連携し、人、金のさらなる拡充が必要であるので、拡充というふうな形にしたということで外部評価はこうなっております。

それから、7番、児童生徒自立支援事業につきましては、こちらも改革、改善しながら継続というものが拡充となっております。こちらは、「ゆうの木」が結城の北部にあり、負担になるため、南部にも必要であり、支援を必要とする児童生徒の増加及び現状を踏まえる等、人の拡充が考えられるので、拡充というふうな形に変更になっております。

それから、8番、青少年相談員設置事業につきましては、やはり内部の二次評価では現状のまま継続が、改善、改革しながら継続というふうになっております。こちら、時代の変化に応じてという部分ですが、SNS等

の進歩と時代の流れで非常に使用頻度が高くなって問題が起きていると。さらに今後その対応が必要になるので、その在り方を考慮して改革、改善しながら継続といった方向に変更したというふうな経緯がございます。

以上、相違点を主に踏まえてご説明をさせていただきました。

以上でございます。

教育長

では、評価について何かご質問等ございましたら、お願いします。

赤井委員。

赤木委員

自分も今、課長さんのほうからも説明があった7番の児童生徒自立支援事業でちょっと関心があったものですから、じっくりこっちの計画書と行政評価シートもを見せていただいたんですが、ちょっとそれでいくつかお伺いしたいことがありますので、その評価シートの7ページのところを見ていただければと思うんですが、まず、この中で、目指す姿の中で、計画策定のほうです。目指す姿のほうで、生徒指導相談員2名を配置し云々というふうなことであるんですが、今現在、相談員が2名、それから相談員助手の先生は何人ぐらい。

指導課長

5人ですかね。

赤木委員

5人。

指導課長

ただ非常勤なので、随時も来ていないですし。

赤木委員

そうすると、週1ぐらいで回している形ですか。

指導課長

その方によって頻度が違います。

赤木委員

これは要望というんじゃないですけども、まず、生徒指導相談員、これは会計年度任用職員ですよ。2名という数を考えると、今現在の適応指導教室の必要性とか希望者とかそういうものを考えると、ちょっと少ないのかなというような感じがします。そういう中で、外部評価のほうでも、人、物、金の拡充というふうな評価が出てきているのかなとそういうふうな感じがしますので、ぜひそのところは事務局のほうで頑張ってもらって、もう少し配置ができるような、もっと極端に言えば、現在は教員OBが2名ですよ。やっぱり市の施設を運営するとなれば、正規の市の職員が1名張りついていいんじゃないかと。そういう適応指導なんかにも詳しい。例えば、去年までいらした職員の方なんかは非常にそういう適応指導のほうでも詳しい方ですよ。それで、行政のほうも分かっている。そういう方にやっぱり事務方についていただいて、そのほかの2名の相談員が相談に集中する、そういうふうな運営の仕方というのも、これは理想的なことなんですけれども、ぜひそういうふうな配置ができればいいんじゃないかなと、そのように感じます。

それから、その下の手段のところにも、問題を抱える児童生徒の減少、相談員の質の向上とあるんですが、やっぱりここは事業内容でどのようなことを行うのかということですから、例えば小学校でいえば学校復帰を目指す、あるいは週何回の登校を目指すとか、あるいは中学校でいえば学校復帰、あるいは放課後登校、あるいは進路の実現とか、そういうふうな具

体的なものを入れていけるようにしておくといいんじゃないかなと思います。

それから、その裏側をちょっと見てください。評価シートなんですけど、この中で指標のところ、上から2段目の成果指標、ここが空欄になっているというのは何か、ここは空欄でもいいんですか。ちょっと私もよく分かんないんですが。

大木課長 すみません、これは後でちょっと確認させてください。申し訳ありません。

赤木委員 その下の事業評価を見ていくと、その有効性というところで、成果を計る指標が難しいと出ていますよね。ということは、やっぱりその成果指標がはっきりしていないから評価するのが難しくなっているのかな。やっぱり学校でもどこでも評価基準というものをつくって、それに基づいて評価をしていくというのが本来の在り方なんじゃないかなと思います。そういう意味でも、やっぱり成果の指標を明確にする、適応指導教室ではどういうふうな運営を目指すのか、また到達を目指すのかという、それを明確にしていくのが大事なんじゃないかなというふうに思います。

そういったところで、これは要望というかお願いというか、そういう意味での適応指導教室がもともと有効に子どもたちのために活用されるように進めていただければなと思います。

以上です。

教育長 ありがとうございます。ご提言は事務局のほうでも検討させていただきたいと思います。貴重なご意見ありがとうございました。

その他、いかがでしょうか。

岩崎委員。

岩崎委員 今、赤木委員さんからありました児童生徒自立支援事業についてなんですけれども、これ、たまたま先に行われた文科省のリモート研修会の分科会に参加したんですが、どこの市町村の教育委員さんも、例えば不登校を出さないとか不登校の人数が増えてしまったのをいかに改善するかというところに重きを置いている発言が多かったんですけれども、本市においては、例えば「ゆうの木」に通っていた子、児童生徒が最終的にはきっと進学とか、そういうきちっとした進路に最終的に進学とかという、進学はたしか多かったと思うんですけれども、それが私は結果なんじゃないですかということでそのときも発言させてもらったんですけれども、やっぱり子どもたちに、どうしても減らそうとか出さないとかいうところに重きを置かないで、最終的に子どもたちがそういうふうに進学したり、そういうきちっとした自分の目標に向かっていったのであれば、これはこの評価とか成果には出ているんじゃないかと思うので、そういうふうなところで成果の指標というのをつくられると、この事業のやっぱり必要性とか有効性というものはもっともっとアピールできるんじゃないかなとちょっと思ったんですけれども、いかがでしょうか。

教育長

ありがとうございます。

多分、岩崎委員さんと同じ分科会、多分、私も聞いていたのかなと。私も実は、それはその他になってから言おうと思ったんですけども、今、岩崎委員さんからあったんですけども、当然、自分たちでも、私が課長のときでも「ゆうの木」はありましたし、そこで学級に復帰させる、授業を通常に受けさせたい、それが成果だと当然思っていたんですけども、やっぱり、あのとき4人ぐらいいましたよね。その方々が全部同じことを言ったのは、やっぱり今、岩崎委員さんが言ったように、最終的にはそこで学校に戻そうという考えではなくて、本人たちと寄り添って、その結果として自分の自己実現というか目標を達成させられればそれでいいんじゃないかという何かそういう考え方で、私みたいな学校復帰だとか普通に生活するのがいいんだなんて言っていたのが自分であれと思った記憶があるんですね、実際のところ。だから、この評価シートで私もそこまで詳しく見ていなくて申し訳ないんですけども、なるほど、そこまで考えて成果指標というのは空欄なのかなとかそんなことを考えていて、成果を計る指標が難しいというのはやっぱり、そこまで深くはないんですけども、結果的にはそこでこの書き方が正解になっちゃったのかななんてすごく思っていました。どうしてもあそこにいる子たちを学校に戻すんだということではないのかななんて、今、自分でもちょっと悩んでいるところです。ちょっと抽象的な言い方で申し訳ございません。

以上です。

岩崎委員。

岩崎委員

このような結城でいえば「ゆうの木」のような施設を設置しているというのはどこの市町村も一緒だと思うんですね。分科会で埼玉の教育委員さんが言ったのは、最終的に学校にはなかなか復帰するのはできなかったんですけども、進学して大学も行って、大学行ったその子がその地元の「ゆうの木」のような施設をいろいろ手伝いに来てくれていると。だから、そうするとこの今やっているこういう事業というのはすごく成果があったんじゃないかという、そういうそのとき意見があって、いや、そのとおりじゃないかなと私もすごく共感したんですけども、そういう話がありました。

教育長

ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

中村委員。

中村委員

特にやっぱり気になるのは、C評価がある項目は興味があって、恐らくここでは具体的には私、前年と同じような課題はあったと思うんですね。そうすると、チェックをどの程度したのかという、そのことをちょっと振り返ってそこに検討を加えるとかそういうことができると思うので、もうちょっとこれ検討できるのかなと思うんですが。

もう一つ、赤木委員が話されたように、児童生徒自立支援事業について

は、私は今、S S Wの機能がものすごく重視されるのかなと思うんですね、より以上に。だから、そこに拡充なりのやはりウエイトを置いておく、置かなきゃいけないという気持ちはあります。ソーシャルワーカーってあらゆる場所に組織の中に今できているんですよね。たまたま、これ私事なんだけれども、病院にソーシャルワーカーがいて、そのソーシャルワーカーと直接話をしながら、その病人の医療、それから介護等について進めましょうというようなことでちょっと関わったんですけれども。恐らく、ソーシャルワーカーって、例えば今、部長さんからもらったこの資料、ありがとうございます。ここに書いてあるように、例えばヤングケアラーの支援に向けた福祉、介護、医療、教育。教育といっても今度は地域とか学校とか家庭とか全部含まれると思うんですが、具体的には先生とか親ですよ、の連携プロジェクト。こういうことのやっぱり事業を推進していくキーパーソンとしてソーシャルワーカーがいると思うんですね。だから、それもソーシャルワーカーがいかに機能を十分果たせるかという、こういうバックアップ体制というのがかなりこれからは必要になってくるんじゃないかと思う。そうすることによって、解決できることがたくさん私は増えてくると思う。

それから、もう一点いいですか。いっぱい言ってごめんなさい。

小学校のICT整備事業なんですけど、これも自分の身の回りに起きたことなので、私天体ドームを担当していて、市内のいろんな学校から来るんですね。子どもさんや親御さんが。それでこんなこと言っていたんですね。これは一つの事例ですけれども、ブロックなんかかかっている子どもは、そのブロックの隙間を縫って、それでアクセスしちゃいますよという話なんですね。それはこれから課題だろうなとそのとき思ったんですね。家庭に持たせるんだったら家庭でやっぴりまず今の話はLANがつながっている話なんだけれども、つながらない、そういった環境が充実していない家庭もあるわけですよ。まずそこから少し攻めていかないとなんないかなという。

私、ちょっと憶測で悪いんだけど、結城は若干遅れているかもしれないかな。そうでもないか。だから、それを少し周りともいろんな、もちろん先立つものもあるだろうと思うんですが、ちょっと急ぎのこれは事業かなと。ちょっと気になったので、まとまらない話ですが。

教育長

ありがとうございます。

課長、学校教育課として何かその辺、中村委員のご意見に対することはありますか。

大木課長

まず、Wi-Fi環境がないご家庭なんですけれども、今現在は、申し訳ありませんが、学校のほうへ来ていただいてというふうな形を取っております。ただ、市でも貸出し用のルーターを購入しまして、恐らく来年度からはそれを環境のないご家庭に貸し出して、そのルーターを利用してタブレットが使用できるようになる。それから、先ほどありましたブロック

を越えてしまう、確かに今の子、ものすごい技術を持っている子がいらっ
しゃいまして、いろんなどころでいろいろ問題になっています。それにつ
いてはやはり、まず情報モラルの研修が必要であろうというのが全国的に
言われていまして、そこの部分にも力を入れていきたいと思います、それから
じゃないときちんとタブレットは扱えないんじゃないのかなというふうな
ことも出てきておりますので、その辺のところもしっかり指導していきたい
というふうに考えております。

教育長

よろしいですか。

(「結構です」と呼ぶ者あり)

教育長

ありがとうございます。

そのほか、いかがですか。

(発言する者なし)

教育長

では、報告38号については終了させていただきます。ありがとうございます。

終了になる前に、飯田部長のほうからお願いします。

教育部長

それでは、私のほうから、先ほど報告いたしましたヤングケアラーの全
国自治体調査の件についてちょっとご報告をさせていただきます。

こちらの調査については、全国の中学2年生と全日制の高校2年生を対
象として初めて全国的に行った調査でございます。先ほどお渡ししたもの
に主な今回の結果、ポイントが載っておりますので、それをかいつまんで
ご説明いたします。

まず、1ページには、世話をしている家族がいるかどうかということの
問いに対しまして、中学2年生では約5.7%、全日制高校2年生では約
4.1%がその世話をしていると回答したというような結果でございます。

2枚目以降もそれぞれ説明がございまして、あと、ほぼ毎日その世話を
しているというふうに答えた生徒が約50%で、その中でも1日平均7時
間以上世話をしているという生徒が約10%存在するというふうな結果と
なっております。また、認識しているかどうか否かというところの問題で
は、自分がヤングケアラーであると自覚している生徒というのは約2%、
少ないということ、あと、ヤングケアラーという言葉自体を認識している
かどうかというところで、80%を超える生徒が聞いたことがないと答え
ている、そういった内容の結果が出ております。

一応、先ほど申し上げたように、結城市内においてはこのような調査を
行っていないわけですが、このように全国の水準を見ましても、結城市内
にもある一定程度、ヤングケアラーと同様の生徒がいるのではないかなど
いうふうに推測することができると思います。先ほど中村委員からもござ
いましたように、やはり今後は、学校のみならず福祉、医療関連の部署と
も連携を図って、このヤングケアラーの実態把握も含めまして、各課で対
応していきたい、支援していきたいというふうに考えているところでござ
います。

- 以上でございます。
- 教育長 ありがとうございます。
- もう一つ、事務局のほうから、よろしいですか。
- 事務局 先ほど質問がございました特定地域型保育事業の特定地域型とはどういったものかというところを確認いたしました。平成27年に子ども・子育て支援新制度というのが設けられました。その中で、特に保育ニーズの高い0歳から2歳児の保育に対応しようということで設けられた施設ということになっていまして、基本的には小規模な保育事業で、4つほど事業形態が分けられていることになっております。1つが家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業というふうに分かれておまして、実際、結城市ではこれに該当する事業者はないということでございました。
- 赤木委員 民間のそういう保育というか保育園みたいなものありますよね、預かり保育なんかしている。そういうところは含まれないんですか。
- 事務局 結城の場合は、具体的にここというのがない状況なんですけど、ほかの県などを見ますと、運営母体は何々保育園というところでやっていると書いてあるので、そういうところがまた別形態で運営されているのかなど。
- 赤木委員 ありがとうございます。
- 教育長 よろしいですか。
- ありがとうございます。
- では、以上で本日の教育委員会を終了いたします。
- 慎重なご審議、ご意見いただきまして、誠にありがとうございました。
- 以上をもちまして、令和3年12月教育委員会定例会を閉会いたします。

午後2時25分 閉 会

上議事録は事実に相違するところがないことを認め、下に署名する。

結城市教育委員会教育長

結城市教育委員会委員